

平成26年3月 第159回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

平成26年 3月28日（金曜日） 午後3時00分 開会

平成26年3月28日、第159回組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日 程 1 会議録署名議員の指名

日 程 2 会期の決定について

日 程 3 第1号議案
平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算

日 程 4 第2号議案
福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日 程 5 第8号議案
平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算

○出席議員 (20名)

1番	吉田 琴一 君	2番	野嶋 祐記 君
3番	奥島 光晴 君	4番	村田 耕一 君
5番	後藤 裕幸 君	6番	笹原 幸信 君
7番	坪田 正武 君	8番	向山 信博 君
9番	森 之嗣 君	10番	山本 篤 君
11番	釣部 勝義 君	12番	伊藤 聖一 君
13番	山田 栄 君	14番	高間 正信 君
15番	川畑 孝治 君	16番	松本 朗 君
17番	伊藤 博夫 君	18番	渡邊 善春 君
19番	上田 誠 君	20番	川崎 直文 君

○説明のため出席した者

管理者	坂本 憲男 君	副管理者	橋本 達也 君
副管理者	東村 新一 君	副管理者	河合 永充 君
副管理者	北川 貞二 君		
事務局長	佐藤 充彦 君	事務局次長	清水 亨 君
総務課長	坪田 恵吉 君	清掃センター所長	塚田 倫一 君

○事務局出席職員

清掃センター副所長	大橋 正紀	清掃センター主任	能美 雅一
総務課主任	荒谷 聖二	総務課副主幹	半澤 宏一
総務課主査	中野 大	総務課主査	長谷部 伊砂雄

○事務局次長（清水亨君）

（開会ベル）

御起立願います。

一同 礼

御着席下さい。

◎議長（釣部勝義君）

ただいまより、平成 26 年 3 月第 159 回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は、本日召集され、出席議員が定数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、それぞれお手元に配布いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

◎議長（釣部勝義君）

それでは、日程第 1 「会議録署名議員」の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 8 条の規定により、4 番村田耕一君、 1 8 番渡邊善春君御両名を指名いたします。

◎議長（釣部勝義君）

次に日程第 2 会期の規定についてを議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

異議なし（議員一同）

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

◎議長（釣部勝義君）

ここで管理者 坂本憲男君から発言を求められておりますので許可します。

○管理者（坂本憲男君）

第 1 5 9 回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、各案件につきまして御審議をいただくにあたり、所信の一旦ならびに諸事業の近況につきまして申し上げます。

本年度におきましては、清掃センターの長寿命化に資する、基幹的設備買取事業の進捗を図るとともに、最終処分場の埋立期間を更新するための、地元協議会との公害防止協定の締結など、組合事業の喫緊の課題に取り組み、また組合運営の一層の簡素化・効率化に努めてまいりました。

いづれも議員各位ならびに理事者の皆様の御理解と御協力によりまして、着実に進展できました事に衷心より感謝を申し上げたいと思います。

さて、私は先般の広域圏管理者会議におきまして御推挙賜り、引き続き管理者の任を引受した次第であります。今後とも圏域の振興と住民の更なる福利向上の為、一層努力してまいりますので、今後とも変わらぬ御支援・御指導を賜りますように、お願い申し上げたいと思います。

それでは、主要事業につきまして3点申し上げたいと思います。

第1に、電子計算組織の共同利用についてでございますが、総合行政情報システムにつきましては順調に稼働をいたしております。今後とも安定稼働に努めるとともに、次期システムについての調査研究も併せて行って参ります。

また、昨年5月にマイナンバー制度関連法案が交付され、平成28年1月から順次利用が開始される予定であります。当組合におきましても、構成市町とも十分連携を取りながら、国が示す導入スケジュールに基づき、平成26年度から円滑な制度の導入を図っていきたくと考えております。

第2に一般廃棄物の共同処理事業についてでございます。

清掃センターは、平成7年10月に稼働を開始して約18年が経過し、老朽化が進んでいる状況にあります。

このため、国の循環型社会形成推進交付金を利用して、来年度から平成28年度の3ヶ年で基幹的設備改良事業の実施の予定をいたしております。

本年度は、この事業に伴う計画内容の再精査、工事仕様書の作成などを行う発注支援事業要綱を完了したところであります。来年度からは、二酸化炭素削減を踏まえ、環境に配慮した改良を実施していきたいというふうに考えております。

一方、余熱館ささおかにつきましても老朽化が進んでおりまして、天井の錆等の危険箇所がみられるため、来年度に大規模改修を実施する予定となっております。

また、現在の指定管理者との契約が本年11月で満了となる事から、新たな指定管理者の選定業務を実施して参りたいと思います。

そして、来年4月にはより安全な施設で営業を開始したいと考えております。

さらに、地元と約束をいたしました、多目的芝生広場の整備を予定をいたしております。

3つ目でございますが、広域観光事業についてでございます。

観光情報を集約した4市町の観光イメージ・魅力などの情報を発信する、観光ガイドブック作成を計画をいたしております。

また、福井坂井奥越広域観光圏推進協議会においては、北陸新幹線延伸、舞鶴若狭自動車道全線開通といった高速移動手段の整備が進んでいくことも踏まえ、県外はもとより海外からもより多くの誘客を図るため、インバウンド事業に着手して参りたいと考えております。

以上、組合運営における所信の一端と、主要事業の近況について申し上げさせていただきました。

何卒充分なる御審議を賜りますようによろしくお願いをいたします。

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程3 第1号議案 「平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」を

議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男君）

只今、上程されました第1号議案「平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」につきまして提案理由を申し上げます。

厳しい景気が続き、一般財源の伸びが期待できない情勢を踏まえ、平成26年度予算を編成するにあたりましては、できる限り構成市町の負担増にならないよう、事務事業の経費節減に努めたところでございますが、新たに基幹的設備改良工事、余熱館の修繕工事、多目的芝生広場の整備に伴う予算などを計上させていただきました結果、予算総額は歳入歳出ともに24億9,094万9,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、9,177万6,000円の増額、率にいたしまして3.8%のプラスとなっております。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせていただきますので、十分な御審議のうえ御決議を賜りますように、宜しく願いをいたします。

○事務局長（佐藤充彦君）

それでは、第1号議案「平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の、「平成26年度議会議案書」の1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の総額でございますが、第1条第1項のとおりその額は24億9,094万9,000円でございます。

前年度と比較しまして、9,177万6,000円の増額、率にして3.8%のプラスとなっておりますが、この主な要因としましては、平成26年度から清掃センター焼却施設および粗大ごみ施設の大規模な改良工事に着手するとともに、余熱館の修繕工事や多目的芝生広場の整備を行う事によるものでございます。

次に、第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について説明をいたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算の概要につきましては、3ページの歳出予算から説明をさせていただきます。

第1款 議会費は、議員報酬等議会運営に要する経費で169万3,000円でございます。

第2款 総務費は、総額7億2,330万5,000円でございます。

その内訳ですが、第1項、総務管理費は、職員11名分の人件費や一般管理事務経費、広域観光事業にかかる経費で、1億1,409万6,000円でございます。

第2項 情報処理費は、総合行政情報処理システムのサービス利用料や制度改正に伴うシステム改修経費、端末機器リース等に係る経費で、6億903万8,000円でございます。

第3項 監査委員費は、委員の報酬と監査事務に要する経費で17万1,000円でございます。

第3款 衛生費は、清掃センター職員 14 名分の人件費や焼却破碎施設及び最終処分場などの点検委託料や運転管理業務委託料等の管理に要する経費、基幹的設備改良工事及び多目的芝生広場整備工事等に係る経費の他、余熱館の指定管理料等で 17 億 1,940 万 3,000 円でございます。

第4款 公債費は、廃棄物処理施設整備事業にかかる元金と利子で 4,154 万 8,000 円でございます。

第5款 予備費は、500 万でございます。

以上、歳出の予算の合計は 24 億 9,094 万 9,000 円でございます。

続きまして 2 ページの、歳入予算につきまして御説明を申し上げます。

第1款 分担金及び負担金は構成市町からの負担金で、その額は 20 億 4,804 万 5,000 円でございます。

第2款 使用料及び手数料は、清掃センターに持ち込まれますゴミの処分手数料等で 1 億 2,863 万 3,000 円でございます。

第3款 財産収入は、ふるさと市町村圏基金の運用利子で 96 万円でございます。

第4款 繰越金は、平成 25 年度からの繰越金で 450 万円でございます。

第5款 諸収入は、組合預金利子とアルミ屑やペットボトルなどの売却代金で 3,798 万 9,000 円でございます。

第6款 組合債は、施設改修事業債と多目的広場整備事業債で 2 億 190 万でございます。

第7款 国庫支出金は、基幹的設備改良工事に対する循環型社会形成推進交付金で 6,892 万 9,000 円でございます。

以上、歳入予算の合計は、歳出予算の合計と同額の 24 億 9,094 万 9,000 円でございます。

恐れ入りますが 1 ページをお願いいたします。

第2条から第5条を説明させていただきます。

第2条 継続費でございますが、4 ページをお願いいたします。

これは基幹的設備改良工事に係る塵芥処理施設整備事業で総額 58 億 2,478 万 3,000 円を、26 年から三ヶ年で年割額するものでございます。

第3条は債務負担行為でございますが、5 ページをお願いいたします。

これは、新総合行政情報システムの導入事業が、28 年までの債務負担行為が設定されていますので、これにかかります消費税の増額分で 1,347 万 4,000 円を新たに設定するものでございます。

第4条 地方債でございますが、6 ページをお願いいたします。

これは起債限度額としまして、基幹的設備改良工事に係る塵芥処理施設整備事業で 1 億 6,090 万円と、多目的広場整備事業で 4,100 万とするものでございます。

第5条 一時借入金でございますが、1 ページをお願いいたします。

これは、予算の執行にあたりまして歳入現金に不足が生じた場合の対策として、地方自治法の規定により、一時借入金の最高額を 5 億円と定めさせていただくものでございます。

以上、平成 26 年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

何卒、慎重なるご審議をいただきまして、妥当な決議を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

◎議長（釣部勝義君）

今今説明のありました、第1号議案について質疑を許可いたします。

○議員（16番 松本朗君）

塵芥処分手数料についてお尋ねします。

本年の予算額と前年の予算額それぞれ手数料が1億2,000万余りと1億1,000万余りで差額が1,700万となっているんですけど、この1,700万は、消費税の増額分も含まれているんですが、それ以外にもあるんですか？

○事務局長（佐藤充彦君）

消費税もでございますが、実績を基に算定した数字でございます。

○議員（16番 松本朗君）

この予算額でみますと、消費税はそれぞれ1億1,800万円の8%ですから1,000万ちょっと。前年ですと1億1,000万ですから、500万ちょっとと、ゆうことです。で、お尋ねするんですけど、この1,000万円の消費税はどのように支出、どのように要は国の税金として、いくわけですか？ 例えば企業会計ですと、消費税負担というのがあるんですけど、これ一般会計形式なので、歳出では消費税は出ていないんですね。どのようになりますか？

○所長（塚田倫一君）

非課税団体となっておりますので、えー消費税の申告はいたしません。

以上でございます。

○議員（16番 松本朗君）

そうしますと先程、条例の質疑の、全協の際の、条例の質疑で、手数料を上げた額は消費税分だと、いう風に言われました。計算上消費税の増額分を手数料として増額したという意味でお答えになったという事ですね。つまり、当組合が消費税を手数料として消費税を集めてそれを国庫に納めると、いう分としての消費税ではないということなんですか。

○所長（塚田倫一君）

確かに、歳入は2億近くなりますけれども、うちの支出でございますけど、約純粋差引12億程の負担がございます。それにつきましても消費税が含まれておりますので、入って来る消費税以上に、うちの方は消費税を払っているという状況でございます。

以上でございます。

○議員（16番 松本朗君）

この塵芥処分に係る事業費の中で、26年度予算でありますと1,000万円の消費税分を取っているという計算になるんですけど、1,000万円以上の消費税を払っていると、支出としては、という事でそれが国庫に、結果として流れていると、いう風な説明ですね？

それで間違いないですね。そうだとは思いますが、そういう説明なら話は理解できます。

◎議長（釣部勝義君）

はい、他ございませんか？

（「なし」の声あり）

はい、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議員（16番 松本朗君）

討論を行います。それで私は反対をします。

今のところの問題です。要はこの条例でいう予算なんですけども、消費税分を実際には財政支出上は、消費税分は、支出増としてなっているという説明でしたし、それは實際上そうだろうと思います。財政財源内訳を見ましても、一般財源を持ち出している訳で、一般財源の持ち出しの額が増える訳ですから、そのように思います。

そこで、そもそも消費税がかかるという事は仕方がない。財政支出が増になる事は仕方がないと思います。しかし、ではそれをそのまま市民に転嫁していいのかという問題は別問題です。ですから今、消費税が上がり国民生活が厳しくなり、そういう中で、例えば商店、中小業者、そういうところでも、消費税の転嫁が本当に出来るのか、出来ないのかという今まさに悩んでいる最中のところもあるし、今日の新聞広告では、ジャックという衣料品屋さんは、増税分を自分で被って上げないんだっていう広告出していましたけども、だから自治体が単純に国の税金が上げたから、そのまま市民に、住民に転嫁していいのかという事が問われる訳で、私はその点では賛成できません。以上です。

◎議長（釣部勝義君）

以上で討論を終結します。

これより第1号議案を採決いたします。この採決は挙手によって採決いたします。

本件について、原案のとおり決する事に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者の挙手)

はい、挙手多数であります。よってそのように決しました。

◎議長（釣部勝義君）

次に日程4 第2号議案「福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男君）

只今、上程されました2号議案「福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の提案理由を申し上げます。

これは消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、組合が徴収する一般廃棄物処分手数料の額に引き上げ後の、消費税及び地方消費税を転嫁したいので、手数料を改定するものでございます。

なお、消費税につきましては事務局長から説明させていただきますので十分なる御審議のうえご決議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○事務局長（佐藤充彦君）

第2号議案「福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

お手元の26年度議会議案書の7ページと資料の条例新旧対照表をご覧ください。

今回、条例の一部改正をお願いするものは、別表第2のごみの項中の、「21」を「21.6」に、「42」を「43.2」に改め、同表「粗大ごみ」項中の「525」を「540」に、「1,050」を「1,080」に、「787」を「810」に、「1,575」を「1,620」に、「3,150」を「3,240」に、「2,100」を「2,160」に改め、同表、備考に次のように加えます。

(3)この表の規定により、算出した手数料の総額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

以上、「福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

何卒、慎重なる審議をいただきまして適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（釣部勝義君）

ただいま説明のありました第2号議案につきまして、質疑を許可します。

質疑ございませんか？

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか？

(「なし」の声あり)

○議員（16番 松本朗君）

先程の議論と基本的に同じで、賛成できません。

しかも、しかもですよ、改めて確認をしたら前年に比べて、この3つの手数料登録部門の管理費のところの一般財源の持ち出しは、前年に比べて減っているんですね。

だから先程ちょっと訂正しますが、一般財源増えてるっていいましたが、一般財源減ってるんですよ。つまり、そのまままるまる消費税をかけなくても、財政上もそう問題にならないという事が明らかになっています。

その点でも、尚更ですね、単に消費税をあげればいいという考え方は、私は正しくないと思うし、今後の事で言いますとね、仮に10%になる事が有りうるとしても、そういう事もダメだという事も、改めて記録に留めていただきたいと思います。

◎議長（釣部勝義君）

以上で討論を終結します。

これより第2号議案を採決いたします。

本件について、原案のとおり決する事に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者の挙手)

挙手多数であります。よってそのように決しました。

◎議長（釣部勝義君）

次に日程5 第8号議案「平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男君）

只今上程されました、第8号議案「平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

今回、お願いいたしますのは、厳正な執行管理を行って参りました結果、発生した残余金の他、国庫補助金の受け入れにつきまして、補正をさせていただく内容となっております。

補正前の予算額23億9,444万7,000円から補正予算額6,015万9,000円を減額をし、補正後の予算額を23億3,428万8,000円にさせていただくものでございます。

尚、詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、十分なるご審議を賜りまして、御決議を賜りますように、宜しくお願いをいたします。

○事務局長（佐藤充彦君）

第8号議案「平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の、平成25年度議会議案書の1ページをお願いいたします。

今回、補正をお願いします歳入歳出予算につきましては、第1条第1項において記載のとおり、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,015万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億3,428万8,000円としております。

また、第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

それでは、2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の概要につきましては、下段の歳出予算から説明をさせていただきます。

第1款 議会費でございますが、第1項 議会費で、行政視察研修に伴う不用額46万1,000円を減額し、補正後の予算額を140万9,000円とするものでございます。

第2款 総務費でございますが、第1項 総務管理費で、人件費や事務所移転に伴う光熱水費や、委託料などの不用額1,137万2,000円を減額し、補正後の予算額を5億9,651万9,000円とするものでございます。

次に、第3款 衛生費でございますが、第1項 清掃費で、人件費の不用額並びに各施設の修繕料や各種業務委託料などの入札差金4,832万6,000円を減額し、補正後の予算額を14億3,564万5,000円とするものでございます。

以上の結果、歳出合計で補正前の予算額23億9,444万7,000円から6,015万9,000円を減額しまして、補正後の予算額を23億3,428万8,000円とするものでございます。

続きまして、上段の歳入予算につきまして御説明を申し上げます。

第1款 分担金負担金でございますが、第1項 負担金で歳出に見合う6,028万9,000円を減額し、補正後の予算額を20億5,565万1,000円にするものでございます。

第7款 国庫支出金でございますが、第1項 国庫補助金で、「循環型社会形成推進交付金」の13

万円を増額し、補正後の予算額を13万円にするものでございます。

この結果、歳入合計で補正前の予算額23億9,444万7,000円から6,015万9,000円を減額しまして、補正後の予算額を歳出予算と同額の23億3,428万8,000円とするものでございます。

次に、第2条 繰越明許費でございますが、3ページをお願いいたします。

第2款 総務費 第2項 情報処理費において、保育料計算システム改修事業として2,201万9,000円と、個人住民税システム改修事業として787万5,000円を繰越しさせていただくものでございます。

これは、国の制度改正に対するシステム改修内容の決定が遅れ、改修作業日数に不足が生じるため、繰越しをさせていただくもので、個人住民税は26年7月末、保育料計算システムは認定関係が9月末で完成、審査関係が26年度末に完成する予定でございます。

以上、「平成25年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして御説明を申し上げます。

何卒、慎重なる御審議をいただきまして妥当な御決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（釣部勝義君）

只今、説明のありました 第8号議案について質疑を許可します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより8号議案を採決いたします。

本件について、原案のとおり決する事に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者の挙手）

挙手全員であります。よってそのように決しました。

◎議長（釣部勝義君）

次に、日程第6 一般質問を許可します。

議長の手元に、発言の通告が参っておりますので順次指名いたします。

質問は、同一議員につき、答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行う事となっております。

なお、質問は重複を避け、簡単明瞭にお願いします。

また、理事者は質問の趣旨に伴い、簡単明瞭に答弁されますようお願いいたします。

15番、川畑孝治君。

○議員（15番 川畑孝治君）

15番、坂井市議会の川畑です。

今回私は、資源物売払いの入札について質問します。

平成26年度一般会計予算の雑入で資源物売払い収入として、アルミ屑・ペットボトル・カレット・古紙・小型家電売却代として3,728万9,000円の計上がしてあります。

当清掃センターに持ち込まれる廃棄物を、資源物ごとに分別し業者に売却する取り組みは、廃棄物の減量化・売払いによる収入増の面などで評価したかと思えます。

そこで1. 資源物売払い入札についての基本的な考えはどのように考えているのか？

2. 入札方法については、指名入札にて入札を行っているとの事ですが、業者・事業者選定において、当広域圏内の事業者が対象となっているのでしょうか？

3. 資源物は、国内外の状況や外国為替などの影響により資源物の相場が大きく変動する事がありますが、どのような対応をしているのか？

4. 平成26年度から小型廃家電についても、これまでの随意契約から入札を行うとの事ですが、どのような回収方法で入札を行うのでしょうか？

現在は、回収業者が小型廃家電を入れるボックスを設置し回収をおこなっておりますが、今回入札を行うことで、当広域圏組合が新たな回収ボックスを設置するなど負担をするのではなく、現在と同じように回収業者が回収ボックスを設置する条件での入札方法を行うべきと思いますが、どのように考えているのでしょうか？

以上、明解な答弁を期待いたしまして私の一般質問といたします。

○事務局長（佐藤充彦君）

只今の川畑議員の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の資源物売払い入札についての基本的な考え方ですが、現在清掃センターでは持込まれるゴミの中から選別したアルミ屑・古紙・金属屑・ペットボトル・ビン・小型電子機器を回収し、売却できるものにつきましては売却をしております。

ただし黒ビン・青ビンにつきましては処理費を払い、業者に引き取ってもらっています。

事業者の選定でございますが、50万以上のものにつきましては指名競争入札により、また50万未満のものにつきましては、複数業者による見積もり提出による随意契約となっております。

2つ目の、指名入札の場合ですが、広域圏内の事業者が対応となっているかについてですが、構成市町へ廃棄物処理や資源回収等で届出がある業者の中から指名をしております。

特に市内、町内業者として登録している業者を優先的に指名をしているところでございます。

3つ目の資源物は国内外の状況により、相場が大きく変動する事についての対応でございますが、契約額より2割以上変動した場合は、必要に応じて単価の見直しの協議をする契約となっております。相場の変動に対応しております。

4つ目の26年度からの小型家電も入札を行うが、どのような回収法での入札を行うかということですが、センターでは、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたのに先立ちまして、平成23年度から小型廃家電のリサイクルに取り組んできました。

回収方法といたしましては、センターへ持ち込まれます粗大ゴミの中から、小型廃家電を分別する方法を採っております。

25年度の事業者の選定につきましては、売却額が50万円以下であることや、福井県を商圏とする認定業者が1社のみであった事から、随意契約で業者を選定いたしました。

現在は国の認定を受け、福井県を商圏とする事業者が8社になった為、26年度は入札による事業者選定を予定しております。

小型家電リサイクル法における市町村の責務としまして、分別して収集、認定業者への引き渡しを謳われておる事から、26年度も清掃センター内で分別し、認定業者の中から売却する予定でございます、以上です。

○議員（15番 川畑孝治君）

まず、4番目の小型廃家電に関しましては、私もいろいろ調査をしますと、最終的に国の認めた認定業者の方に渡ればよいのであって、そういう場合の中間業者においては、その定めにあるではありません。

ですから、例えば、この一県内の、古物商の許可を持ったものとか、収集運搬の許可を持った業者でも、その小型廃家電を受け入れる事は可能であります。

ただし、その件に関しましては、最終的に何処にいくかのチェックは必要であります。そういった部分も十分踏まえ、幾圏内の業者が扱うことのできるように、要望としておきます。

また、あの今回この質問をする為に、入札に関する書類を見せてくれと申したところ「福井坂井地区広域市町村圏事務組合契約規則」というものをいただきました。

しかし、この中では非常に資源物の売払い等に関する入札に関する部分を読み取る事が非常に難しい文章となっております。しいて言えば、「第3条の契約権者は次の号に掲げる事項を遵守して、不利益な契約を締結しないようにしなければならない」、2の「物価の変動、自給の状況等の経済情報

を調査研究する事」。このくらいしかなかなか読み切れないので、きちんとした公的機関でありますので、そういった資源物売払いに関する分かりやすい、規則なり附則なり用意をするべきかと思いますが、その点についてお知らせをいただきたい。

○事務局長（佐藤充彦君）

今の御質問ですが、再度また中身をよく検証して、他の団体も参考にして、見直しの検討をいたします。以上です。

○議員（15番 川畑孝治君）

3番目の質問のところの資源物の相場に関する事なんかも、2割がいいのかどうかわかりませんが、そういうな決まりがあるのなら、誰が見ても分かるような条項に入ってた方が、当組合としてもよいのかなと思うので、併せて申し添えておきます。

以上、私の一般質問を終わります。

◎議長（釣部勝義君）

はい、次に4番、村田耕一君

○議員（4番 村田耕一君）

福井市の村田でございます。

私の方からはですね、清掃センターの基幹的設備改良整備事業に伴う大規模改修工事について、通告に従いまして、何点か質問をさせていただきます。

理事者におかれましては、真摯なるご回答よろしくお願いいたします。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合の清掃関連施設は、昭和48年より順次整備され、平成11年4月に新しい最終処分場が完成し、今日に至っております。

いわゆる、迷惑施設ともいわれる大きな施設を受け入れていただいた地元地区住民の皆様には、改めて感謝と敬意を表するものであります。

これら施設には、多くの地域住民が恩恵を受けており、広域圏内人口は40万人余りで、県民人口の実に51%を占めております。

さて、平成7年10月に完成した清掃センターは、約20年が過ぎようとし、老朽化が進む中での長寿命化改修は当然必要であり、昨今の流れもそのものであると思います。

そこでお伺いをいたします。

58億円を超えようとする今回の工事費用ですが、その発注において工事の施工における利益の地元還元、それから地元福井の景気高揚等の観点から、発注を主として請け負うであろう大手企業と地元企業のJV方式を採用するべきであると考えますが、工事仕様書等でその旨明記されておりますでしょうか、また地元への利益還元をどのようにお考えでしょうか。

今回の改修工事において、58 億円もの大規模改修となる訳ですが、経済を取り巻く環境はいわゆる「アベノミクス」で円安株高となり、大企業には有利な状況が続いております。

また大企業を中心として、久方ぶりとなる賃金のベースアップも報じられており、確かに大都市を中心とした一部では景況観が向上している模様です。

しかし、中小零細企業中心の地方ではその実感がなく、福井県内でも同様であります。

私もいろいろな業種・企業の方と意見交換をする中で、ほとんどの方が仕入価格は上がったが、景気はさっぱり。といった意見が多く、厳しい現実を認識しない訳にはいきません。

そこへお伺いをします。本事業の施工において、地元企業のいい形での参画が是非とも必要ではないでしょうか、御見解をお聞かせください。

これまで述べてきたとおり、地元企業の取り巻く状況は大変厳しいものがあります。

下請けによる施工では、元請け企業がその利益のその主たる部分を確保し、下請け企業には十分に利益の還元がなされないといった事が耳にする事がよくあります。

まさしく、下請け部分は疲れとむなしさといった事になりかねません。

地元企業のなかにも高い技術とノウハウがあり、充分大規模改修工事を施工できるだけの能力が備わっております。

そこでお伺いをします。地元企業の大規模改修工事への参画は下請け方式よりも、直接的な利益分配が期待できる J V 方式が妥当であると考えますが、どのようにお考えでしょうか

今回の大規模改修においては、J V 方式を明確にして地元への適切な利益還元を期待するものであります。

以上をもちまして、私の一般質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○事務局長（佐藤充彦君）

只今の村田議員の質問にお答えをいたします。

清掃センターの焼却処理施設及び粗大ゴミ施設は稼働後 18 年が経過し老朽化がみられることから、施設の機能を確保し安定した運営を維持する為、平成 26 年度から 3 カ年で大規模改修や機器類の更新などの基幹改良工事を行い、施設の延命化を図るものでございます。

さて、1 つ目の発注仕様と地元還元でございますが、発注仕様は仕様書による性能発注を予定しておりまして、この仕様書には計画の概要と機械設備・電気計装・土木工事の各仕様を記載をしております。

また、地元還元につきましては発注書に「地元業者の活用に努めること」の項目を設けまして、地元業者の活用に努めてまいります。

2 つ目の地元企業の参画の必要性でございますが、地元企業を育成し改修に参加してもらう事は、緊急時の迅速な対応に繋がるなどのメリットも考えておる事から、積極的な地元業者の活用を進めていきます。

3 つ目の下請けでなく J V 方式との事ですが、今回の改修はほとんどが機械設備でありまして、焼

却及び破碎施設に関しましては、多くの特許や特殊部品等で構成されておりますが、工事費が高額である事から発注方法につきましては、構成市町の各副市長、副町長で構成していただく第一審査会で検討をいたします。 以上でございます。

◎議長（釣部勝義君）

村田議員、よろしいですか。

○議員（4番 村田耕一君）

もういいです。

◎議長（釣部勝義君）

そうですか、はい。

以上をもちまして、通告による発言は終了いたしました。

よって一般質問を閉じます。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。 会議を閉じます。

これもちまして、平成 26 年 3 月第 159 回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局次長（清水亨君）

（閉会ベル）

一同 礼

午後 3 時 5 0 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

組合議会議長

平成 年 月 日

組合議会副議長

平成 年 月 日

署名議員

平成 年 月 日

署名議員

平成 年 月 日